



南房指令第21号
平成30年3月22日

千葉県鴨川市浜荻430番1
有限会社妻本商店
代表取締役 妻本 竜志 様

南房総市長 石井 裕



一般廃棄物収集運搬業等許可証

平成30年3月19日付け申請がありました一般廃棄物収集運搬業等及び浄化槽清掃業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第7条の2第1項・浄化槽法35条第1項の規定により、次のとおり許可する。

- 1 許可番号 第27号-28
- 2 業の区分 収集・運搬
- 3 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（事業系一般廃棄物、一時多量家庭ごみ）
- 4 許可期限 平成32年3月31日
- 5 許可条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）・同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）、南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年南房総市条例第135号）・同施行規則（平成18年南房総市規則第96号）、その他関係法令を厳守すること。
 - (2) 収集運搬において、一般廃棄物の取扱いに留意するとともに環境保全につとめること。
 - (3) 収集した一般廃棄物は所定の場所に搬入し、他市町にて収集した一般廃棄物は搬入しないこと。
 - (4) 許可収集車のドア及び荷箱若しくは荷台の両側面及び後方面に、一般廃棄物収集運搬許可業者の氏名（法人にあっては名称）、南房総市で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号（車両後方面は許可番号のみ）を表示（簡単に着脱できるマグネット等での表示は不可）すること。
 - (5) 市長が必要な報告を求めたときは、速やかに書面で報告すること。
 - (6) 許可区域は南房総市内白浜・千倉・丸山・和田地区に限る。